

北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

平成19年7月27日

訓令第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に基づき、北栄町震災に強いまちづくり促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。)に定めるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。)を含む。)をいう。
- (2) 建築物 住宅以外の建築物をいう。
- (3) ブロック塀 れんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (4) 耐震診断 耐震改修促進法第2条第1項に規定する耐震診断であって、社会資本整備総合交付金要綱(平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。)附属第Ⅱ編ロー16—(12)において引用するイー16—(12)—①3. 第一号イ又は第二号イに定めるものをいう。
- (5) 改修設計 国要綱附属第Ⅱ編ロー16—(12)において引用するイー16—(12)—①3. 第一号ハ又は第二号ハに定める耐震化のための計画の策定(工事監理を除く)をいう。
- (6) 耐震改修、建替又は除却 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修であって、国要綱附属第Ⅱ編ロー16—(12)において引用するイー16—

—(12)—① 3. 第四号、第五号、第八号又は第九号に定める耐震改修に関する事業をいう。

(7) 設計図書 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第12号に定める書類をいう。

(8) 避難所等 国要綱附属第Ⅱ編16—(12)① 3. 第八号で交付対象となる建築物をいう。

(9) 特定天井 国要綱附属第Ⅱ編16—(12)① 3. 第九号で交付対象となる天井をいう。

(10) 耐震シェルター 地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置(部屋型のものに限る。)で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。

(11) 非構造部材 屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱における用語の意義は、耐震改修促進法に定めるところによる。

(交付目的)

第3条 本補助金は、北栄町耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物(以下「住宅等」という。)の耐震診断、改修設計及び耐震改修、住宅等の建替・除却(耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。)及びブロック塀の除却・改修を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(対象となる住宅等及びブロック塀の要件)

第4条 本補助金の交付の対象となる住宅等及びブロック塀(以下「対象建物等」という。)は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 建築された時期がそれぞれ次に掲げるものであること。(ブロック塀は除く。)

- (ア) 木造一戸建て住宅については、平成12年5月31日以前に建築されたもの(屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策を除く。)
 - (イ) 特定天井については平成26年3月31日以前に建築されたもの
 - (ウ) (ア)、(イ)以外については昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (2) ブロック塀にあっては、次の(ア)から(エ)に掲げるもの全てを満たす除却及び(オ)を満たすフェンス等の改修であること。
- (ア) 高さが0.6mを超えるもの
 - (イ) 不特定の者が通行する道路に面したもの
 - (ウ) 別表第2(補強コンクリートブロック塀の点検表)及び別表第3(組積造の塀の点検表)により安全対策が必要と判断された危険性の高いもの
 - (エ) (イ)及び(ウ)部分の全てのブロック塀について除却を行うもの
 - (オ) (エ)と併せて行うもの
- (3) 本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けているものでないこと。
- (4) 改修設計、耐震改修、建替、除却又は耐震シェルター設置の場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。(特定天井の改修設計、耐震改修又は除却の場合にあっては、耐震診断の結果、当該特定天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。)
- (5) 耐震改修を行う場合にあっては、特定行政庁により地震に対して安全な構造となるよう勧告がなされたものであること。
- (6) 国、地方公共団体以外の者が所有するものであること。
- (7) 屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策の場合にあっては、昭和56年6月1日(木造建築物については平成12年6月1日)以降に建築されたもの、又は昭和56年5月31日(木造建築物については平成12年5月31日)以前に建築されたもののうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断された

もの若しくは耐震改修を実施したものであること。

(補助対象者)

第5条 本補助金の交付の対象となる者は、町内に存する対象建物等の所有者とする(以下「事業主体」という。)。ただし、町税、税外収入金その他の本町の歳入となるべきものを滞納していない者とする。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、別表第1第4欄に定める額(その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

2 補助対象経費の額について、仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税の額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる額と、当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定により地方消費税率を乗じて得た額の合計額をいう。以下同じ。)が含まれる場合にあつては、当該仕入控除税額を除くものとする。

(交付申請)

第7条 本補助金の交付申請をしようとする者は、補助金交付申請書を町長に提出しなければならない。

2 補助金交付申請書及びそれに添付すべき書類は、それぞれ次の各号に定める様式によるものとする。

(1) 補助金交付申請書(様式第1号)

(2) 事業計画(実績)書(様式第2号)

(3) 収支予算(決算)書(様式第3号)

(4) 個人情報の調査承諾書(様式第4号)

3 第1項に規定する補助金の交付申請に当たり、補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額に相当する額を含む補助対象経費の額をもって算出した補助金の額(以下「仕入控除税額を含む額」という。)の交付を申請することができる。この場

合において、当該仕入控除税額を含む額は、補助金の額を限度とする。

(交付決定)

第8条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から起算して、町長がその財源に充当する国及び県の補助金等の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として30日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

2 本補助金の交付を行うことを決定したときは補助金交付決定通知書(様式第5号)により、交付を行わないことを決定したときは補助金不交付決定通知書(様式第6号)により当該事業主体に通知するものとする。

3 町長は、前条第3項の規定による申請があつた場合は、第6条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。

(事業の変更)

第9条 補助金の交付決定を受けた事業主体は、当該補助事業の内容等の変更が生じたときは、変更申請書を町長へ提出しなければならない。

2 前項の変更とは、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 当該事業に要する経費が増額となる時。

(2) 当該事業の完了(予定)年月日を変更(当該年度において完了しない場合に限る。)するとき。

(3) 申請時の事業内容に変更が生じたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた事項

3 本条第1項は、様式第7号によるものとする。

4 町長は、前項の変更申請書の提出があつたときは、内容を審査し、補助金の額等を決定するものとする。

5 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告)

第10条 規則第20条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業等実績報

告書(様式第8号)に様式第2号及び様式第3号を添付し、補助事業完了後1か月を経過する日又は補助金の交付決定があつた日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日までに町長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する実績報告に当たり、第8条第3項の規定による交付決定を受けた場合にあつては、当該実績報告の時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額(以下「実績報告控除税額」という。)を、補助対象経費の額から控除して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 町長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の額を確定し、通知するものとする。

- 2 補助金の額の確定通知は、様式第9号によるものとする。

(仕入控除税額の確定に伴う補助金返還)

第12条 第10条に規定する実績報告の後に、消費税及び地方消費税の申告により仕入控除税額が確定した場合であつて、その額が実績報告控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額報告書(様式第10号)により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

(補助金等の交付の請求)

第13条 補助事業者等は、補助金等の交付の請求をしようとするときは、補助金等交付請求書(様式第11号)を町長に提出しなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月27日から施行する。

別表第1(第6条関係)

1	2	3	4
---	---	---	---

対象建物	補助事業等	補助対象経費限度額	補助金の額
一戸建ての住宅	<p>(1) 次のいずれかに該当する耐震診断(その時点における最新の基準によって行われるものに限る。)</p> <p>① 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第3章第8節に規定する構造計算によるもの</p> <p>② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(平成18年国土交通省告示第184号別添。以下「指針」という。)第一に示すもの</p>	<p>一般診断法にあつては、1戸当たり86,400円(当該対象建物等の設計図書がない場合にあつては、111,240円)</p> <p>その他の診断法にあつては、1戸当たり134,000円</p> <p>※所有者負担あり</p>	補助対象経費の2/3
一戸建ての住宅以外の住宅又は建築物(避難所等含む)	<p>③ 国土交通省住宅局監修の「木造住宅の耐震診断と補強方法(木造住宅の耐震精密診断と補強方法改訂版)」に示す一般診断法又は精密診断法によるもの</p> <p>④ その他①から③までに掲げる耐震診断と同等以上の評価精度を有すると認められるもの</p>	<p>延べ床面積×単価+(1,540千円)</p> <p>① 延べ床面積1,000m²以内の部分 3,600円/m²</p> <p>② 延べ床面積1,000m²を超える2,000m²以内の部分 1,540円</p>	補助対象経費の2/3

		/m ² ③延べ床面積 2,000m ² を超える部分 1,030 円/m ² ※設計図書の復元、第3者機関の判定等診断以外に要する費用は1,540千円を加算することができる	
一戸建ての住宅	(2)改修設計	1戸当たり240千円	補助対象経費の2/3
一戸建ての住宅以外の住宅又は建築物 (避難所等含む)		延べ床面積×単価 ①延べ床面積 1,000m ² 以内の部分 3,600円 /m ² ②延べ床面積 1,000m ² を超える2,000m ² 以内の部分 1,540円 /m ² ③延べ床面積 2,000m ² を超える	補助対象経費の2/3

		る部分 1,030 円/m ²	
一戸建ての住宅	<p>(3) 次のいずれかに該当する耐震改修又は建替え(③、④)にあつては②の基準を満たすために段階的に行われるものに限る。)</p> <p>① 建築基準法第19条及び第20条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>② 指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが1.0以上となるもの 建築物については、Isが0.6以上となるもの(公共施設においては、0.7以上)</p> <p>③ 指針第二に示す耐震改修を行い、Iwが0.7以上となるもの 建築物については、Isが0.5以上となるもの</p> <p>※将来的に各階のIw値を1.0以上、Is値を0.5以上とする計画のもとに行われるもの</p> <p>④ 指針第二に示す耐震改修</p>		<p>1戸当たり耐震改修の実施に要する経費の(昭和56年5月31日以前に建築されたものにあつては)2/3、(昭和56年6月1日から平成12年5月31日以前に建築されたものにあつては)1/3又は1,000千円のいずれか低い額(上記以外に建築された物にあつては)23%又は1,000千円のいずれか低い額</p> <p>(上記以外に建築された物にあつては)23%又は1,000千円のいずれか低い額</p>
一戸建ての住宅以外の	<p>行い、2階建て住宅の1階部分のIwが1.0以上となる</p>		<p>延べ床面積×単価(住宅)</p>

住宅又は建築物	<p>もの</p> <p>建築物について、各階層のIsが0.6以上となるもの</p> <p>⑤その他①及び②に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>		<p>33,500円/m²</p> <p>(マンション)</p> <p>49,300円/m²</p> <p>(建築物)</p> <p>50,300円/m²</p> <p>※免震工法等の特 殊な工法は、 82,300円/m²</p>
避難所等			<p>国要綱附属第Ⅲ編 16—12—①第5項 第二号に定める費 用</p>
特定天井	<p>(4) 次のいずれかに該当する耐震改修又は除却</p> <p>① 建築基準法施行令第39条の規定に適合するように行われるもの</p> <p>② その他①に掲げる耐震改修と同等以上に安全性を向上させると認められるもの</p>		<p>国要綱附属第Ⅲ編 16—12—①第5項 第二号に定める費 用</p>
一戸建て住宅	<p>(5) 耐震シェルター設置</p>		<p>1戸当たりの実施に要する経費 (平成12年5月31日以前に建築されたもの)の23%又は822千円のいずれか低い額</p>

一戸建て住宅	(6)除却		1戸当たりの実施に要する経費 (平成12年5月31日以前に建築されたもの)の23%又は822千円のいずれか低い額
一戸建ての住宅以外の住宅又は建築物			1棟当たりの実施に要する経費の23%
一戸建て住宅	(7)屋根瓦耐震対策		1戸当たりの実施に要する経費の1/3又は300千円のいずれか低い額 ※平成12年6月1日以降に建築又は耐震性のあるもの
一戸建ての住宅以外の住宅又は建築物 (非構造部材)	(8)非構造部材落下防止対策		1戸当たりの実施に要する経費の1/3又は300千円のいずれか低い額 ※平成12年6月1日以降に建築又は耐震性のあるもの
ブロック塀	(9)除却		1件当たりの実施に要する経費の2

		/ 3 又は除却しようとするブロック塀の長さに9,000円/mを乗じた額の2/3 又は150千円のいずれか低い額
	(10) ブロック塀を除却した範囲に行う軽量なフェンス・生垣への改修	1件当たりの実施に要する経費の1/3 又は新設しようとするフェンス等の長さに25,000円/mを乗じた額の1/3 又は100千円のいずれか低い額

備考

- 1 この表においてI_wとは、指針第一第一号に掲げる構造耐震指標のことをいい、各階の張り間及び桁行方向のI_wのうちの最小値とする。ただし、第2欄(3)④においては、2階建て住宅の1階部分の最小値とする。
- 2 「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法及び精密診断法(時刻歴応答計算による方法を除く。)により耐震診断をする場合、「I_w」を「評点」と読み替えるものとする。
- 3 その他指針第一第一号と同等以上の効力を有する耐震診断を行う場合にあっては、I_wは当該指標によることができる。

別表第2(補強コンクリートブロック塀の点検表(鉄筋が入っていない場合は組積造の塀の点検表を使用)(第4条関係))

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	2. 2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm以上	はい	いいえ
	高さ2m以下で10cm以上	はい	いいえ
3. 鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っている	はい	いいえ
	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内の間隔で入っている	はい	いいえ
4. 控壁(高さが1.2mを超える塀の場合)	3. 4m以内ごとに、径9mm以上の鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以上突出してある	はい	いいえ
5. 基礎	丈が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がある	はい	いいえ
6. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
7. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
8. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	8項目のうち1つでも不適合があれば、コンクリートブロック塀の安全対策が必要です		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

別表第3(組積造の塀の点検表(第4条関係))

点検項目	点検内容	点検結果	
		適合	不適合
1. 高さ	1.2m以下	はい	いいえ
2. 壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の1/10以上ある	はい	いいえ
		はい	いいえ
3. 控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの1.5倍以上突出している、又は壁の厚さが必要寸法の1.5倍以上ある	はい	いいえ
4. 基礎	根入れ深さが20cm以上ある	はい	いいえ
5. 傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	いいえ	はい
6. ぐらつき	人の力で簡単にぐらつく	いいえ	はい
7. その他	塀が土留め壁を兼ねている、又は玉石積み擁壁等の上にある	いいえ	はい
評価	7項目のうち1つでも不適合があれば、組積造の塀の安全対策が必要です		
補助対象確認			
確認項目	確認内容	補助対象	補助対象外
位置確認	不特定の者が通行する道路に面したもの	はい	いいえ
高さ確認	0.6mを超えるもの	はい	いいえ

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

【様式ファイルあり】

別表第2 (補強コンクリートブロック塀の点検表(鉄筋が入ってない場合は組積造の塀の点検表を使用) (第4条関係))

別表第3 (組積造の塀の点検表(第4条関係))

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第7条、第10条関係)

様式第3号(第7条、第10条関係)

様式第4号(第7条関係)

様式第5号(第8条関係)

様式第6号(第8条関係)

様式第7号(第9条関係)

様式第8号(第10条関係)

様式第9号(第11条関係)

様式第10号(第12条関係)

様式第11号(第13条関係)